

## 問題志向型警察活動は、犯罪と秩序違反に わずかな影響しか及ぼさない



### 問題志向型警察活動は、犯罪と秩序違反を軽減することができる

#### このレビューの目的は何か？

このキャンベル系統的レビューは、既存の研究に基づいた犯罪や秩序違反に対する問題志向型警察活動の影響を評価するものである。このレビューは、8つのアメリカの都市と6つのイギリスの居住地域からのなる10の調査の結果をまとめた。参加者は、アメリカとイギリス各国の保護観察者、仮釈放者、居住者である。

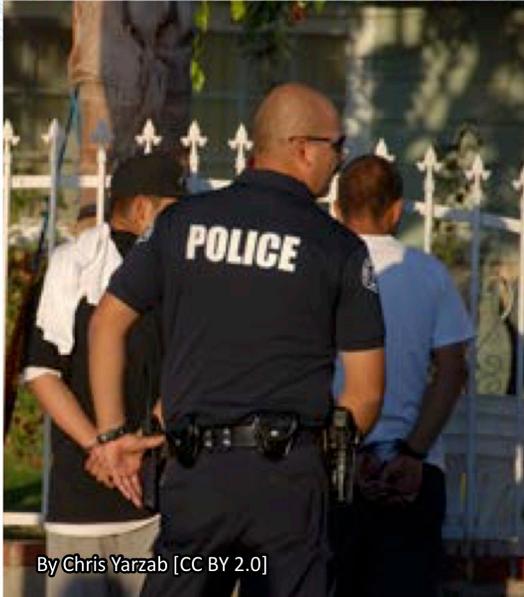
問題志向型警察活動は、最も広く実施されている警察戦略の1つである。問題志向型警察活動が犯罪や秩序違反の減少と関連しているというエビデンスがある。厳密な研究の欠如によって知見が妨げられているので、さらなる研究が必要である。

#### このレビューは何を検討したのか？

罪や秩序違反の問題に対処するには効果的な警察活動が必要である。問題志向型警察活動(POP)は、通報や犯罪事件とは対照的に「問題」に対処する警察活動に焦点を当てており、要因を注意深く分析することにより、警察が犯罪や秩序違反の問題に積極的に対応することを求める。このアプローチは、アメリカの警察活動に大きな影響を与え、現在ではアメリカや他の国々で広く実施されている。POPの古典的な実装は、問題解決の「SARA」モデルに従う(Scanning, Analysis, Response, Assessment)。このレビューは、既存の評価文献に基づいて、犯罪および秩序違反に対する問題志向型警察活動の影響を評価する。

#### 何の調査が含まれているか？

調査は、比較群を含む無作為化および擬似無作為化実験であるものであった。含まれた調査は、少なくとも1つの犯罪または秩序違反の結果について報告したものである。分析の単位は人や場所である。この調査は、アメリカとイギリスの両方で行われた。2つが個々の犯罪者に焦点をあてたものであったのに対して、8つは場所に焦点をあてて行われた。2つの個人ベースの介入の参加者は、ノックスビルとサンディエゴの保護観察者と仮釈放者であったが、残りの参加者はアメリカの6つの都市の住民とイギリスの6つの地域住民で、合計10の研究がレビューに含まれた。



By Chris Yarzab [CC BY 2.0]

### このレビューはどのくらい最新のものか？

レビュー著者は、2006年までに発表された研究を検索した。このキャンベル系統的レビューは、2008年10月に出版された。

### キャンベル計画とは何か？

キャンベル共同計画は、系統的レビューを出版する国際的かつ自発的な非営利研究ネットワークである。我々は、社会科学と行動科学において、プログラムについてのエビデンスの質を評価しまとめている。我々の目的は、人々のより良い選択と、より良い政策決定を支援することである。

### この要約について

この要約は、キャンベル・システマティック・レビュー 2008:14 「The Effects of Problem-Oriented Policing on Crime and Disorder」 著者David Weisburd, Cody W. Telep, Joshua C. Hinkle and John E. Eck (DOI 10.4073/csr.2008:14).を基にした。Tanya Kristiansenは要約をデザインして編集した。財務Bianca Albers (Centre for Evidence and Implementation, Save the Children Australia) により準備が行われた。この要約の作成のための米国研究所からの支援に感謝の意を表明します。



AMERICAN INSTITUTE FOR RESEARCH

### このレビューの主たる結果は何か？

問題志向型警察活動は、犯罪や秩序違反の減少に統計的に有意な効果を及ぼすが、効果の大きさは小さく、対象の研究では多様性とレスポンスに欠ける。結果は、無作為化および擬似無作為化研究の両方において同様であった。エビデンスベースが小さく、エビデンスの質において欠点がある。

### このレビューの結果は何を意味するのか？

一般に、問題志向型警察活動は機能する。しかしながら、レビューに含まれた研究の多くには方法論的な欠点があった。厳密なエビデンスがないことを考えると、この結論は注意深く読まれるべきである。犯罪全体としてではなく特定の犯罪(例えば秩序違反)に焦点を当てた研究の効果サイズは大きかった。したがって、さらなる研究では、より焦点を絞ったアプローチが取られるようにすべきである。現在のエビデンスによれば、調査結果の組み合わせと研究間の一貫性から示されているように、問題解決型の警察活動が有望であることが示されている。しかし、特に全犯罪に焦点を当てた研究に関して、より質の高い研究を行う必要がある。この要約の基礎となったレビューは2008年に完了し、新たな研究が追加的な考察を加えるかもしれない。1件の新しいレビューが進行中である。